

# 資 料 編

用語の解説 .....	92
疾病分類表 .....	98
広島県医療費適正化計画検討委員会設置要綱 .....	99
広島県医療費適正化計画検討委員会委員名簿 .....	100
広島県医療費適正化計画策定の経過.....	101

# 用語の解説

## 1 医療費

### 1 国民医療費

当該年度内の医療機関等における傷病の治療に要する費用を推計したものである。この額には診療費、調剤費、入院時食事療養費、訪問看護療養費のほかに、健康保険等で支給される移送費等を含んでいる。国民医療費の範囲を傷病の治療費に限っているため、(1) 正常な妊娠や分娩等に要する費用、(2) 健康の維持・増進を目的とした健康診断・予防接種等に要する費用、(3) 固定した身体障害のために必要とする義眼や義肢等の費用は含んでいない。また、患者が負担する入院時室料差額分、歯科差額分等の費用は計上していません。

### 2 診療種類

診療種類とは、「国民医療費」において、一般診療医療費（入院－入院外）、歯科診療医療費、薬局調剤医療費、その他（入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費）に分類されるものです。

#### ■一般診療医療費

医科診療にかかる診療費、健康保険等給付対象となる柔道整復師・はり師等による治療費、移送費、補装具費

#### ■歯科診療医療費

歯科診療にかかる診療費

#### ■薬局調剤医療費

医師の発行する処方箋により保険薬局を通じて支給される薬剤等の額（調剤基本料等技術料と薬剤料の合計）

#### ■入院時食事・生活医療費

入院時食事療養費、食事療養標準負担額、入院時生活療養費及び生活療養標準負担額の合計額

#### ■訪問看護医療費

訪問看護療養費、老人訪問看護療養費及びそれぞれの基本利用料の合計額

## 3 都道府県別医療費（県民医療費）

国民医療費を患者の住所地に基づいて推計したものです。

## 4 医療費諸率

### ■ 1人当たり医療費

医療費を被保険者数で除したもの

### ■ 受診率

レセプト件数を被保険者数で除したもの（被保険者 100 人当たり件数）

### ■ 1件当たり医療費

医療費をレセプト件数で除したもの

### ■ 1件当たり日数

診療実日数をレセプト件数で除したもの

### ■ 1日当たり医療費

医療費を診療実日数で除したもの

## 5 地域差指数

都道府県ごとの年齢構成の違いを排除した形で医療費の高低を示す指標であり、全国平均の年齢構成を反映して算出した標準的な医療給付費（基準給付費）と実際にかかった医療費給付費との差を指数化したもの。基準給付費を 1 とします。

## 2 疾病

### 1 レセプトに記載されている疾病

疾病構造の分析で使用しているレセプトに記載された疾病は、医師がレセプトに複数の主病名を記載している場合については、レセプト毎に一つの疾病を主病として機械的に選択しており、診療内容や医療費の投下度等は加味していない。そのため、合併症や併存症が多数記載されている場合、選択されなかった疾病の件数、医療費が低い集計値となる可能性があることに留意する必要があります。

### 2 疾病大分類

社会保険表章用疾病分類表（19 分類）に基づく分類

### 3 疾病中分類

社会保険表章用疾病分類表（121 分類）に基づく分類

## 3 その他

### 1 寄与度

比較するデータの差の合計を 100 とした場合の、各構成要素（内訳項目毎のデータ）の影響度（増減分）を構成比（%）で表しています。

## 2 相関係数

相関係数とは、2つの変数の間で、一方が増加するにつれて他方が直線的に増加あるいは減少する関係を表した指標のこと。相関係数のとる範囲は-1から+1の間で示され、明確な基準ではないが、以下のように判断することが多い。

- ・ 0.0～ ±0.2：ほとんど相関がない（0.0は無相関という）
- ・ ±0.2～ ±0.4：弱い相関がある
- ・ ±0.4～ ±0.7：比較的強い相関がある
- ・ ±0.7～ ±1.0：強い相関がある（1.0は完全に一直線の関係）

## 3 粗死亡率・年齢調整死亡率

### ■粗死亡率

一定期間の死亡数を単純にその期間の人口で割った値を指します。

### ■年齢調整死亡率

年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率を指します。

## 4 特定保健指導

特定健康診査の結果を基に、生活習慣病の予防・改善が必要と認められた人に対し、発症リスクの程度に応じて3つのグループ（情報提供・動機付け支援・積極的支援）に分け、グループごとに生活習慣病に進行しないための保健指導を行います。

### ■情報提供

最も内臓脂肪症候群のリスクの低いレベルに分類された受診者に対して、下記の内容に関する情報提供を実施するものです。

- ・メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する基礎知識
- ・生活習慣に問題点があった場合にそれがどのような生活習慣病を引き起こすか
- ・食生活や運動などのエネルギーバランスの具体的な改善方法
- ・料理や食品のエネルギー量（カロリー量）
- ・生活活動や運動によるエネルギー消費量（カロリー消費量）
- ・質問票をもとにした具体的な改善方法 等

### ■服薬のある者への情報提供

健診結果に基づき、健診受診者に病気のリスクを自分自身の問題として理解してもらうためのきめ細かな情報提供を行います。

服薬中であるが、コントロール不良の者や、特定保健指導の対象ではないが、生活習慣病のリスクがある者などには、必要な支援を行うことが望ましいとされています。

### ■動機付け支援

対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組みを積極的に行うことができるようになることを目的とし、医師、保健師又は管理栄養士の面接指導のもとに行動計画を作成、生活習慣の改善のための支援を行います。6ヵ月後、目標達成度等について指導者が評価を行います。

## ■積極的支援

対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組みを継続的に行うことができるようになることを目的とし、医師、保健師又は管理栄養士の面接指導のもとに行動計画を作成します。その後3カ月以上の間、対象者の自主的な取組みを継続して支援します。6カ月後、目標達成度等について指導者が評価を行います。

## ■受診勧奨対象者

特定健康診査の検査結果に基づき、医療機関において速やかに治療を開始すべき段階であると判断された対象者。

## 5 本県における生活習慣病等対策

### ■要精検率

検診受診者のうち要精検（要精密検査）になった者の割合を指します。

### ■精検受診率

要精検になった者のうち精密検査を受けた者の割合を指します。

### ■広島県がん検診精度管理評価会議

県内市町が行うがん検診事業について評価・分析を行うことを目的に、検診の実施方法及び精度管理のあり方等についての専門的事項を評価・審議する場として、県が設置した会議です。

### ■広島県がん医療ネットワーク

検査・医療施設が緊密に連携して切れ目のない医療を提供するため、5大がんについて構築したネットワークです。ネットワーク参加施設は、部位ごとに設定されている医療基準を満たしています。

### ■がん診療連携拠点病院

地域のがん医療連携の拠点として、自ら専門的な医療を行うとともに、他のがん診療を行っている医療機関との連携体制を構築することを目的に整備された医療機関で、国又は県から指定されています。

### ■インターフェロン製剤

ウイルスの増殖を抑制する生理活性物質として発見され、その後体内で産生されることが明らかとなった。肝炎ウイルスの増殖抑制に大きな効果があることから、治療薬として用いられています。

### ■核酸アナログ製剤

DNA（デオキシリボ核酸）の材料となる物質に似た構造を持つため「核酸アナログ」と呼ばれている。B型肝炎ウイルスのDNA合成を阻害する作用があり、ウイルス増殖を抑制する抗ウイルス薬で経口薬。

### ■喫煙率

「これまで合計100本以上又は6か月以上継続して吸っていて、ここ1か月に毎日若しくは時々吸っている」と回答した人の割合を指します。

## ■健康生活応援店

県民の健康づくりの実践・支援（禁煙・分煙のたばこ対策など）を行う店舗のことを指します。

## 6 本県における地域包括ケアの取組

### ■日常生活圏域

地域包括ケア体制の構築に向け、市町において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や介護サービス基盤の整備状況等を勘案して定めた圏域で、地域密着型の介護サービスの基盤整備は、この圏域を単位として進めることとしています。

### ■広島県地域包括ケア推進センター

医療と介護の連携によるチームケア体制の整備や地域包括支援センターの機能強化などを目的に県が平成24年6月1日に設置し、地域包括ケア体制の構築に向け、市町や関係団体への支援、助言を行っています。

### ■ケアマネマイスター広島

介護支援専門員の資質の向上、ケアマネジメント機能の強化を図るため、県内の介護支援専門員の中で特に優れた者を県知事が認定し、認定者が相談・指導活動等を行う県独自の制度として、平成24年度に創設したものです。

### ■小地域福祉活動

地域における生活課題を地域住民みんなで取り組む見守り・声かけや居場所づくりなどの活動。

## 7 本県における在宅医療の取組

### ■オレンジドクター

広島県では、高齢者が日頃受診する主治医（かかりつけ医）に、認知症に関して気軽に相談できるよう、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」や「認知症サポート医養成研修」等を修了し、公表に同意した医師を「もの忘れ・認知症相談医（オレンジドクター）」に認定しています。

### ■認知症サポート医

かかりつけ医への研修・助言をはじめ、認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師で「認知症サポート医養成研修」を修了した医師。地域における「連携」の推進役として期待されています。

### ■在宅緩和ケアコーディネーター

がん患者の在宅移行時に、介護支援専門員と連携し、各患者に必要な緩和医療と介護等サービスを調整する役割を担います。具体には、①地域の体制構築機能、②現場機能を併せ持っています。

## 8 レセプト点検

### ■ 縦覧点検

同一被保険者で同一保険医療機関に係る数か月分のレセプト点検を指します。

### ■ 横覧点検

同一被保険者で同一保険医療機関に係る同一診療月におけるレセプト点検を指します。

### ■ 突合点検

同一被保険者で同一診療月における医科または歯科と調剤のレセプトを突合する点検を指します。

# 疾 病 分 類 表

<b>I 感染症及び寄生虫症</b>	041 屈折及び調節の障害 042 その他の眼及び付属器の疾患	084 その他の消化器系の疾患
001 腸管感染症 002 結核 003 主として性的伝播様式をとる感染症 004 皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス疾患 005 ウイルス肝炎 006 その他のウイルス疾患 007 真菌症 008 感染症及び寄生虫症の続発・後遺症 009 その他の感染症及び寄生虫症	<b>VII 耳及び乳様突起の疾患</b>	<b>XII 皮膚及び皮下組織の疾患</b>
	043 外耳炎 044 その他の外耳疾患 045 中耳炎 046 その他の中耳及び乳様突起の疾患 047 メニエール病 048 その他の内耳疾患 049 その他の耳疾患	085 皮膚及び皮下組織の感染症 086 皮膚炎及び湿疹 087 その他の皮膚及び皮下組織の疾患
<b>II 新生物</b>	<b>IX 循環器系の疾患</b>	<b>XIII 筋骨格系及び結合組織の疾患</b>
010 胃の悪性新生物 011 結腸の悪性新生物 012 直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物 013 肝及び肝内胆管の悪性新生物 014 気管、気管支及び肺の悪性新生物 015 乳房の悪性新生物 016 子宮の悪性新生物 017 悪性リンパ腫 018 白血病 019 その他の悪性新生物 020 良性新生物及びその他の新生物	050 高血圧性疾患 051 虚血性心疾患 052 その他の心疾患 053 くも膜下出血 054 脳内出血 055 脳梗塞 056 脳動脈硬化（症） 057 その他の脳血管疾患 058 動脈硬化（症） 059 痔核 060 低血圧（症） 061 その他の循環器系の疾患	088 炎症性多発性関節障害 089 関節症 090 脊椎障害（脊椎症を含む） 091 椎間板障害 092 頸腕症候群 093 腰痛症及び坐骨神経痛 094 その他の脊柱障害 095 肩の傷害<損傷> 096 骨の密度及び構造の障害 097 その他の筋骨格系及び結合組織の疾患
<b>III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害</b>	<b>X 呼吸器系の疾患</b>	<b>XIV 腎尿路生殖系の疾患</b>
021 貧血 022 その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	062 急性鼻咽喉炎 [かぜ] <感冒> 063 急性咽喉炎及び急性扁桃炎 064 その他の急性上気道感染症 065 肺炎 066 急性気管支炎及び急性細気管支炎 067 アレルギー性鼻炎 068 慢性副鼻腔炎 069 急性又は慢性と明示されない気管支炎 070 慢性閉塞性肺疾患 071 喘息 072 その他の呼吸器系の疾患	098 糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患 099 腎不全 100 尿路結石症 101 その他の腎尿路系の疾患 102 前立腺肥大（症） 103 その他の男性生殖器の疾患 104 月経障害及び閉経周辺期障害 105 乳房及びその他の女性生殖器疾患
<b>IV 内分泌、栄養及び代謝疾患</b>	<b>XI 消化器系の疾患</b>	<b>XV 妊娠、分娩及び産じょく</b>
023 甲状腺障害 024 糖尿病 025 その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	073 う蝕 074 歯肉炎及び歯周疾患 075 その他の歯及び歯の支持組織の障害 076 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍 077 胃炎及び十二指腸炎 078 アルコール性肝疾患 079 慢性肝炎（アルコール性のものを除く） 080 肝硬変（アルコール性のものを除く） 081 その他の肝疾患 082 胆石症及び胆のう炎 083 膵疾患	106 流産 107 妊娠高血圧症候群 108 単胎自然分娩 109 その他の妊娠、分娩及び産じょく
<b>V 精神及び行動の障害</b>		<b>XVI 周産期に発生した病態</b>
026 血管性及び詳細不明の認知症 027 精神作用物質使用による精神及び行動の障害 028 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 029 気分 [感情] 障害（躁うつ病を含む） 030 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 031 知的障害（精神遅滞） 032 その他の精神及び行動の障害		110 妊娠及び胎児発育に関連する障害 111 その他の周産期に発生した病態
<b>VI 神経系の疾患</b>		<b>XVII 先天奇形、変形及び染色体異常</b>
033 パーキンソン病 034 アルツハイマー病 035 てんかん 036 脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群 037 自律神経系の障害 038 その他の神経系の疾患		112 心臓の先天奇形 113 その他の先天奇形、変形及び染色体異常
<b>VII 眼及び付属器の疾患</b>		<b>XVIII 症状、徴候等で他に分類されないもの</b>
039 結膜炎 040 白内障		114 症状、徴候等で他に分類されないもの
		<b>XIX 損傷、中毒及びその他の外因の影響</b>
		115 骨折 116 頭蓋内損傷及び内臓の損傷 117 熱傷及び腐食 118 中毒 119 その他の損傷及びその他の外因の影響
		<b>XXII 特殊目的用コード</b>
		120 重症急性呼吸器症候群 [SARS] 121 その他の特殊目的用コード

## 広島県医療費適正化計画検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 本県の第一期広島県医療費適正化計画の進捗状況を評価し、第二期広島県医療費適正化計画の策定に関する検討を行うため、広島県医療費適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 第一期広島県医療費適正化計画の目標値の達成状況に関すること。
- (2) 第一期広島県医療費適正化計画の施策の取組状況に関すること。
- (3) 第二期広島県医療費適正化計画の政策目標に関すること。
- (4) 第二期広島県医療費適正化計画の推進施策に関すること。
- (5) 広島県医療費適正化計画の円滑な推進に必要な事項に関すること。
- (6) 医療費等の分析に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は18名以内で構成し、委員は、医療受給者、学識経験者、医療提供者、医療保険者、医療保険団体関係者及び行政関係者から選定する。

### (運営)

第4条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、委員会を招集し、委員会を主宰する。
- (3) 委員がやむを得ない事情で委員会に出席できない場合は、委任を受けた代理人が委員会に出席できるものとする。
- (4) 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、委員が交替した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は健康福祉局医療保険課内に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月29日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

## 広島県医療費適正化計画検討委員会委員名簿（最終）

【委員 18名】

区分	所 属	氏 名
学医 識療 経受 験給 者者	日本労働組合総連合会広島県連合会 会長	石井 一清
	公益財団法人広島県老人クラブ連合会 理事長	鈴木 孝雄
	産業医科大学病院医療情報部 教授	林田 賢史
	広島大学大学院医歯薬学総合研究科 教授	◎平川 勝洋
	ひろしまNPOセンター 副代表理事	三好 久美子
医 療 提 供 者	社団法人広島県看護協会 会長	板谷 美智子
	社団法人広島県医師会 会長	平松 恵一
	社団法人広島県病院協会 副会長	種村 一磨
	社団法人広島県薬剤師会 会長	前田 泰則
	社団法人広島県歯科医師会 会長	山科 透
医 療 保 険 者 等	広島県国民健康保険団体連合会 常務理事	新井 卓夫
	広島県後期高齢者医療広域連合 広域連合長	伊藤 吉和
	中国新聞健康保険組合 常務理事	浮津 直志
	社会保険診療報酬支払基金広島支部 支部長	日比野 清
	全国健康保険協会広島支部 支部長	向井 一誠
行 政	広島県市長会 三原市長	五藤 康之
	広島県健康福祉局 局長	佐々木 昌弘
	広島県町村会 会長	吉田 隆行

◎は会長を表す。(区分ごとに五十音順, 敬称略)

## 広島県医療費適正化計画策定の経過

平成24（2012）年

8月22日

第1回広島県医療費適正化計画検討委員会の開催

- ・ 広島県医療費等分析の概要について
- ・ 第2期広島県医療費適正化計画の基本方針（案）及び骨子（案）について

10月4日

市町説明会の開催

- ・ 特定健康診査等実施計画及び数値目標について

10月31日

第2回広島県医療費適正化計画検討委員会の開催

- ・ 第2期広島県医療費適正化計画の目標（案）及び施策（案）について

12月5日

第3回広島県医療費適正化計画検討委員会の開催

- ・ 第2期広島県医療費適正化計画の目標（案）、施策（案）及び医療費推計（案）について

平成25（2013）年

2月1日

第4回広島県医療費適正化計画検討委員会の開催

- ・ 第2期広島県医療費適正化計画の素案について

2月21日

県民意見募集（パブリックコメント）の実施

～3月6日